

山梨県公報

第二千九十四号

平成二十二年

十二月二日

木曜日

目次

告示

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	六八一
保安林の指定の予定(二件)	六八一
建築基準法に基づく道路位置指定	六八二
有害図書類の指定	六八二
公告	
特定非営利活動法人の設立の認証申請	六八三
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	六八三
大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出	六八三
平成二十二年二級建築士試験及び木造建築士試験の合格者	六八四

告示

山梨県告示第三百六十九号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百四十四条の九第三項の規定により、軽油引取税に係る特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成二十二年十二月二日

山梨県総合県税事務局長 芦 沢 幸 彦

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
有限会社佐藤石油	山梨県上野原市四方津九六九	平成二十二年十月三十一日

山梨県告示第三百七十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のよ

うに保安林の指定をする予定である。

平成二十二年十二月二日

山梨県知事 横 内 正 明

一 保安林の所在場所

南巨摩郡身延町八日市場字御藏林一八五、一一八六、一一八七、字四十二窪一六八九、一六九〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

立木の伐採方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

1 次(の)森林については、主伐は、択伐による。
字御藏林一八五・一一八六・一一八七(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)(字四十二窪一六八九、一六九〇)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百七十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十二年十二月二日

山梨県知事 横 内 正 明

一 保安林の所在場所

北杜市須玉町小尾字和田向七〇九五、七〇九六、七〇九七、七〇九七の二

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字和田向七〇九五・七〇九六・七〇九七・七〇九七の二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。
 - 3 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百七十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二條第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年十二月二日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定の年月日

平成二十二年十二月二日

二 指定道路の位置

南アルプス市藤田字宮東一七七番四

三 指定道路の幅員

五・〇〇メートル

四 指定道路の延長

一八・〇九メートル

山梨県告示第三百七十三号

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例（昭和三十九年山梨県条例第四十三号）第五条第三項の規定により、次のものを有害図書類として指定し、平成二十二年十二月二日から施行する。

平成二十二年十二月二日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定する図書類（雑誌）の名称及び発行所

名 称	発 行 所
アリエナイ理科ノ教科書	株三オブックス
アリエナイ理科ノ教科書 B	株三オブックス
アリエナイ理科ノ教科書 C	株三オブックス
アリエナイ理科ノ工作	株三オブックス
週刊実話 11月11日号	株日本ジャーナル出版
つぶ萌えGT 12月号増刊	株晋遊舎
BLACK BOX 2010年12月号 V 1 ・ 49	三英出版
黄金のGT 12月号	株晋遊舎
裏ネタJACK 2010 12月号	株ダイアプレス
裏モノJAPAN 2010 12月号	株鉄人社
無敵恋愛S*girl 2010 12月号	株ぶんか社
ヤングアニマル NO. 21 11月12日号	株白泉社
ヤングアニマルリミックス ふたりエッチ ファーストラブ編	株白泉社

二 指定する理由

著しく性的感情を刺激し、又は犯罪を誘発する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年十二月二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあった年月日 平成二十二年十一月十五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人 SAEKO JAPAN
 - 2 代表者の氏名 安川芳美
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県南アルプス市須澤三百六十七番地二
 - 4 定款に記載された目的

この法人は、いたずらに規模のみを追わず、不特定多数の人々に対し、誠意と独自の技術をもってテニスを主としたスポーツ振興事業を行い、広く世界の文化と健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十二年十一月十七日から平成二十三年一月十六日まで

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年十二月二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあった年月日 平成二十二年十一月十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人防衛と安全に関する懇話会
 - 2 代表者の氏名 藤原進
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県中巨摩郡昭和町清水新居千六百六十六番地
 - 4 定款に記載された目的

この法人は、我が国の平和と独立を守り、公共の安全と秩序の維持に関する諸問題を調査研究するとともに、それらの活動に協力、支援することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十二年十一月十七日から平成二十三年一月十六日まで

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十三年四月二日まで縦覧に供する。

平成二十二年十二月二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所
 - 1 氏名又は名称 富士急行株式会社 代表取締役 堀内光一郎
 - 2 住所 山梨県富士吉田市上吉田二丁目五番一号
- 二 届出の概要
 - 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 富士急ハイランド
 - 2 変更した事項

(一)所在地 山梨県富士吉田市新西原五丁目五千五百九十七

変更事項	変更後の氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名	変更後の住所
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名	株式会社富士急ハイランド 代表取締役 帆足雅晴	山梨県富士吉田市新西原五丁目六番一号
	株式会社日富 代表取締役 星野恭宏	東京都練馬区練馬一丁目二十六番十六 千四百一 号
	有限会社カワイコーポレーション 代表取締役 川井 一郎	山梨県富士吉田市竜ヶ丘二丁目二番十九号

3 変更の年月日

平成二十二年七月八日

三 届出年月日

平成二十二年十一月十日

● 平成二十二年二級建築士試験及び木造建築士試験の合格者
 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により実施した平成二十二年二級建築士試験及び木造建築士試験の合格者は、次のとおりである。

平成二十二年十二月二日

二級建築士
 山梨県知事 横内 正 明

受験番号	氏名	受験番号	氏名
二〇〇七九R	遠藤 政信	二〇二二二N	鈴木 匡
二〇〇九三R	新津 侑樹	二〇二二五Y	林 拓
二〇三三〇P	吉川 潔	二〇三三九Y	柳 信一
二〇三三三L	井口 貴之	二〇四〇〇K	加藤 也
二〇四二九R	杉本 純哉	二〇五〇四K	竹内 美
二〇四三〇Y	塚原 合哉	二〇六二六L	小澤 康
二〇五七一K	中川 百崇	二〇七三三R	鈴木 享
二〇五八六L	熊川 雄一	二〇七三九L	望月 幸介
二〇六二八L	三嶋 博文	二〇九七三L	早瀬 太
二〇六二九M	古屋 裕郎	二〇三三二R	最上 也
二〇六八二Y	名取 洋和	二〇三三三Y	植松 子
二〇七二四Y	杉本 港	二〇三三五L	植松 誠
二〇七六六Y	加藤 麻子	二〇三三九L	植松 也
二〇七九五K	渡辺 佳苗	二〇三三九L	佐藤 直
二〇八二二Y	岩間 健一	二〇三三九L	佐藤 雅
二〇八三六Y	石橋 みゆき	二〇三三九L	保坂 雅
二〇〇八二R	保坂 綾子	二〇三三九M	関達也

木造建築士
 該当者なし